

(独) 国際協力機構
マネージドプリントサービス
(MPS) 提供業務
民間競争入札実施要項 (案)

令和 8 年 (2026 年)

独立行政法人国際協力機構

目次

1 趣旨.....	- 1 -
2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項.....	- 1 -
3 入札参加資格に係る事項.....	- 5 -
4 受託事業者に使用させることができる当機構の施設・設備等に関する事項.....	- 5 -
5 入札に参加する者の募集に関する事項.....	- 5 -
6 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項.....	- 6 -
7 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	- 6 -
8 受託事業者が、当機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務受注者が講じるべき措置に関する事項.....	- 6 -
9 受注者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務受注者が負うべき責任に関する事項.....	- 7 -
10 法第7条第8項に規定する評価に関する事項.....	- 7 -
11 その他業務の実施に関し必要な事項.....	- 7 -

【別紙資料】

別紙1 独立行政法人国際協力機構次期マネージドプリントサービス(MPS)提供業務仕様書(案)

別紙2 入札説明書

別紙3 従来の実施状況の開示

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）は「公共サービス改革基本方針」（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「マネージドプリントサービス（MPS）提供業務」（以下「本業務という」）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 本業務の概要

ア 対象となる業務の概要

(ア) 本業務の経緯

機構情報システム部は、機構業務の生産性の向上（印刷の利用状況¹に応じた柔軟な機器の選定、配置）、セキュリティ強化（IC カード認証等）、コスト削減、運用効率化等を目的に、出力機器類の提供のみならず、出力機器類に係る管理、運用を含めた総合的なサービスの提供、並びに出力機器類から印刷される面数に応じた従量課金制の費用形態を取り入れたサービス提供形態をマネージドプリントサービス（以下、「MPS」という）と称し、導入している。

現在の MPS の保守・運用契約が 2027 年 8 月で終了する予定のため、次期 MPS の導入・保守・運用を滞りなく実施するための要件を機構内にて検討しており、今後本業務の調達を進める。

(イ) 本業務の構成

当機構の全国内拠点を対象に MPS 機器を設置し、印刷可能な環境を職員等に対し提供している。これは、業者による出力機器類の提供及び管理、運用を含めた総合的なサービスの提供により構成されるもの。

(ウ) 本業務の規模

本業務で提供するサービスの利用者は機構職員、非常勤職員、外部事業者・来訪者等であり、合計約 3,000 名。

イ 本業務の内容

本業務は、機構情報システム部が管理する IT 基盤の内、複合機に関する設計、構築、機器及びサービスの保守サポートを総合的かつ一元的に運用するサービス業務である。以下に調達内容を示す。

本業務は、「サービス利用環境提供業務」と、システムを円滑に利用していくための「サービス運用管理業務」からなる。

¹最適な配置指標とされる「出力機器の印刷稼働率=3%~7%」を目安としている。なお、出力機器の印刷稼働率は、機器の論理的出力可能面数に対する月間実出力面数である。

(サービス利用環境提供業務)

(ア) 出力機器の提供

- ・複合機(プリンタ、コピー、ファクシミリ、イメージスキャナ機能等を同一筐体に具備する機器を意味する)

(イ) 認証サービス

- ・機構の役職員 ID を持つエンドユーザが、出力機器を利用する際に適用される認証機能を提供すること

(ウ) どこでもプリント機能の提供

- ・機構の役職員 ID を持つエンドユーザにおいては、業務用 PC から印刷命令を発信すると、出力機器を選ばずどの機器でも出力できること

(エ) 印刷用ドライバ

- ・機構の役職員 ID を持つエンドユーザが、印刷命令を発信するために事前にインストールが必用となるドライバを提供すること
- ・なお、ドライバは全国共通で利用できるものとする(※外部利用者はその限りではない)

(オ) 導入支援業務

MPS 機器の導入展開に向け、MPS サービス環境設計・構築・テスト、ユーザ支援(手順書作成・説明等)、展開作業、運用設計・運用手順書作成までの一貫した導入支援業務を求める。

(サービス運用管理業務)

(カ) サービス運用監視

- ・MPS 出力機器および認証機能の設備を含めた MPS 環境全体に対し、機器の稼働監視²を実施すること

(キ) 印刷利用状況の集計

- ・コピー、プリンタ等の出力量を部門別/機器別/ユーザ別に把握可能な集計を行うこと

(ク) MPS 出力機器の運用保守(部品交換や代替機の手配等に係る費用は、全て受注者が負担)

- ・出力機器類及び受注者が提供するサービスの不具合、故障、停止等の障害が発生した場合について、業務が長時間にわたって停滞することがないように障害発生確認から 2 営業日以内に復旧できるよう万全な保守・運用体制を確立することが望ましい。また、ハードウェア故障時には、原則 5 営業日以内に代替機の手配ができる事とすること。
- ・執務室エリア内に設置される MPS 出力機器類については、原則、平日 9:00~17:00 の保守対応(ユーザからの電話での問い合わせ対応含む)とするが、印刷管理サービス・認証機能に係るサービスのソフトウェア・ハードウェア(MPS 出力機器本体は含めない)保守は、24 時間 365 日とすること

(ケ) 出力機器類の消耗品管理(消耗品に係る費用は、全て受注者が負担)

² 各種機器や機能の死活監視や MPS サービスの利用状況(各機器における印刷面数、トレイの交換時期等)監視を指す。

- ・出力機器類の消耗品（紙を除く）については、現地の申告により MPS サービスサポート窓口連絡して、2 営業日以内にその消耗品が現地に到着すること
- (コ) 最適配置の見直し
 - ・定期的（半期に 1 回を想定）、または機構の指示（拠点の統廃合、人事異動、レイアウト変更、一時的な業務量の増加等、出力環境に大きく影響することが想定される場合）により実施し、機構に利用状況と分析結果の報告を行うこと
- (カ) 月次報告の実施
 - ・運用・保守フェーズの期間中、機構担当者に対して月次報告会を実施すること
 - ・実施形態は Microsoft Teams 等を用いたりリモート会議形式を想定しているが、詳細は本番稼働前に機構担当者と協議のうえ、決定すること

なお、本業務の詳細な内容は別紙 1「独立行政法人国際協力機構マネージドプリントサービス (MPS) 提供業務仕様書 (案)」(以下、「業務仕様書」という)に記されているとおりである。

ウ 本業務に関連する作業の履行

本業務の履行範囲に関連して、設計開発や調査、運用等が追加で必要になった場合には、当機構と受注者とで協議のうえ、対応に応じること。現時点で想定される事項は以下のとおりである。

(ア) ネットワーク改修への対応

当機構では、ネットワーク構成・機器の改修を定期的に行っており、現時点のスケジュールは未定であるものの、本調達の契約期間中に MPS 事業者側における対応が生じると予見される。これによる作業が必要となった場合には、当機構と受注者とで協議のうえ、対応に応じること。

エ 受託業務の引継ぎ

(イ) 現行受注者又は当機構からの引継ぎ

当機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受注者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった受注者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行受注者（又は当機構）から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な現行受注者（又は当機構）側の経費は、現行受注者（又は当機構）の負担となる。

(ロ) 受託期間満了の際における次回受注者への引継ぎ

当機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、本業務受注者及び次回受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受注者が変更となる場合には、本業務受注者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回受注者に

対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる本業務受注者（又は当機構）側の経費は、本業務受注者（又は当機構）の負担となる。

(2) 確保されるべき対象業務の質

ア 業務内容：「2(1)イの本業務の内容」に示す運用業務を実施すること。

イ セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、施設等に関する情報、その他契約利用に際し知り得た情報の漏洩件数が0件であること。

(3) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から受注者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。なお、提案にあたっては、本業務を当機構と共に実施するパートナーとして、機構からの指摘を待つことなく自律的に取り組むことが求められる。

(ア) 本業務の実施全般に対する提案

受注者は、当機構との協議により定める形式に従い、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(イ) 事業内容に対する改善提案

受注者は、事業内容に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む）がある場合は、当機構との協議により定める形式に従い、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と機構職員の業務環境が同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

(4) 契約の形態及び支払

ア 契約の形態は、業務委託型の契約とする。

イ 当機構は、契約に基づき、受注者が実施する本業務について、契約の履行に関し、調達仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして実施されていることを確認した上で、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に、契約金額を支払うものとする。なお、導入フェーズにおいては、納入成果物提出の都度検査をし、検査結果合格通知後に納入成果物の対価を支払う。一方、保守・運用フェーズにおいては、毎月の業務報告書提出後検査し、検査結果合格通知後に支払う。確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は確保されるべき質が達成できないあるいは達成できない恐れがある場合、当機構は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限り、受注者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。受注者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに当機構に提出するものとする。

(5) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により受注者に生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には当機構が負担し、それ以外の法令変更については受注者

が負担する。

- ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3 入札参加資格に係る事項

入札参加資格に関する事項は別紙2「入札説明書」を参照のこと。

4 受託事業者を使用させることができる当機構の施設・設備等に関する事項

(1) 財産の使用

受注者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ア 施設内において業務に必要な電気、ネットワーク設備
- イ その他、当機構と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ア 受注者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- イ 受注者は、あらかじめ当機構と協議した上で、当機構の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- ウ 受注者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。
- エ 受注者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、受注者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

日程（予定）

意見招請	2026年3月～4月（30日間）
入札公告	2026年7月下旬
技術提案書提出	2026年9月上旬～9月中旬
プレゼンテーション	2026年9月中旬～下旬
入札書提出	2026年9月下旬
技術提案書評価結果通知	2026年9月下旬 ³
入札執行（入札会）	2026年9月下旬～10月上旬
契約締結	2026年11月中旬
引継期間	2027年1月上旬
事業開始	2027年1月上旬

³ 入札書提出以降に技術提案書評価結果通知を行う。

入札公告に係る日程詳細は、別紙2「入札説明書」の「第1入札手続」を参照すること。

6 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

別紙2「入札説明書」の「第1入札手続」16.落札者の決定及び「第2業務仕様書(案)」別添又は、「第3技術提案書の作成要領」別紙の評価表を参照すること。

7 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙3「従来の実施状況の開示」を参照すること。

8 受託事業者が、当機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務受注者が講じるべき措置に関する事項

(1) 本業務受注者が当機構に報告すべき事項、当機構の指示により講じるべき措置

ア 報告等

(ア) 受注者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当機構に提出しなければならない。

(イ) 受注者は、受託業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当機構に報告するものとし、当機構と受注者が協議するものとする。

(ウ) 当機構は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。また、受注者はそれに応じるものとする。

イ 調査

(ア) 受注者が、別紙2「入札説明書」第5委託業務契約書(案)(以下、「契約書」という)の第18条第1項各号又は第22条第1項各号に該当する疑いがある場合は、当機構は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で当機構に報告を求めることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

(イ) 当機構は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、当機構が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

ウ 指示

(ア) 当機構は、契約書の第18条第1項各号又は第22条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

秘密を適正に取り扱うために必要な措置は、契約書第25条及び第26条、第27条を参照のこと。

- (3) 契約に基づき受注者が講じるべき措置
契約に基づき受注者が講じるべき措置は、契約書を参照のこと。

9 受注者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務受注者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、受注者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当機構が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当機構は受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、当機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 受注者が民法第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当機構の責めに帰すべき理由が存するときは、受注者は当機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

10 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

- (1) 本業務の実施状況に関する調査の時期
当機構は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（令和9年7月を予定）を踏まえ、本業務開始後、毎年5（終了月）月に状況を調査する。
- (2) 調査項目及び実施方法
ア セキュリティ上の重大障害の件数
報告書等により調査
- (3) 意見聴取等
当機構は、必要に応じ、本業務受注者から意見の聴取を行うことができるものとする。
- (4) 実施状況等の提出時期
当機構は、令和11年9月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び監理委員会へ提出する。

11 その他業務の実施に関し必要な事項

- (1) 実施状況等の監理委員会への報告
当機構は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 当機構の監督体制

ア 本契約に係る監督は、主管係自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。

監督職員：情報システム部システム第一課長

検査職員：情報システム部長

イ 実施要項に基づく民間競争入札手続きに係る監督は、国際協力調達部が行い、国際協力調達部契約担当次長を責任者とする。

(3) 本業務受注者の責務

ア 受注者は、法第54条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

イ 受注者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

ウ 受注者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当機構に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 成果品等の取扱い

成果品等の取扱いに係る事項は、契約書第12条を参照のこと。

(5) 契約締結後には、最新版⁴の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」にて、個人情報 保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行うこと。

(6) 本業務の調達仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別紙1「独立行政法人国際協力機構次期マネージドプリントサービス（MPS）提供業務仕様書（案）」に示すとおりである。

(7) 設備更新等における受注者への措置

次のいずれかに該当するときは、受注者にその旨を通知するとともに、受注者と協議の上、契約を変更することができる。

ア 設備を更新、撤去又は新設するとき

⁴ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群は定期的に改訂が想定されるため、最新版に対応すること。

- イ 法令改正、施設の管理水準の見直しなどにより業務内容に変更が生じるとき
- ウ 入居官署の変動等により業務量に変動が生じるとき

以上

「資料 1-2 (独) 国際協力機構 マネージメントプリントサービス (MPS) 提供業務民間競争入札実施要項 (案)」については、掲載している実施要項本体以外の当該調達に係る全ての情報が、(独) 国際協力機構の機密情報を含む情報保全対象であるため「非公表」です。

なお、実際の入札公告においては、機密保持誓約書を提出いただいた業者のみに対し、業務仕様書 (案) 他の開示を行うとのことです。

詳細については、実施機関である (独) 国際協力機構にお問い合わせください。